

横浜市立大学後援会

# NEWS LETTER

2017

— 総会報告 —

日時：平成29年7月1日(土) 16:00～17:00  
場所：金沢八景キャンパス シーガルホール

# 後援会総会・矢部会長挨拶

皆さまこんにちは。昨年7月から会長を務めております矢部です。開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

会員の皆さんには後援会の運営についてご支援・ご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。本日はお休みのところ、金沢八景の遠方まで、しかも天候不順のなか、総会にご出席くださいまして、誠にありがとうございます。

教育という仕事は、大学と親がしっかり手を取り合い連携しあってこそ実があると言われます。在学生の父母の組織である後援会は、そのための架け橋でなければならないと思っております。後援会では在学生の皆さんの福利厚生を増進させ、より充実した学生生活を過ごせるよう様々な助成活動を行っております。

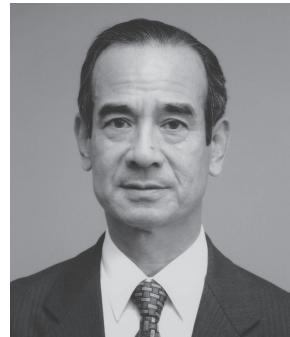
父母のみならず卒業生も、後輩たち学生が充実した学生生活を送れるよう支援することにやぶさかではありません。この総会には多くの卒業生会員も出席しておりますが、初めに卒業生会員に申し上げたいことがございます。

本日の総会に会則の改定を提案しておりますが、改定の骨子の1つの柱は、卒業生の身分に関するものであります。父母の会に卒業生を加えましたのは、もっぱら寄附を募るのが目的でした。ところが2年前の平成27年4月に大学が、卒業生担当の専門部署を事務局内に設け、そこに卒業生からの寄附を一元化する方針をとりました。それ以降、卒業生のもとに寄附の振り込み用紙が大学と後援会の2か所から来るようになっています。同窓会である進交会からも寄附依頼がありますので、正確にいえば3か所から寄附の依頼がきます。大学と後援会とでは同じ名簿が使われていますので、卒業生のなかにはどちらか一方にしてほしいという要望が出ています。寄附する者にとっては、大学へ直接寄附した方が税制上のメリットがあるなど寄附しやすい条件が整っております。そこで後援会からの卒業生に対する積極的な寄附依頼はやめるというのが、会則改定を提案した理由です。つまり、寄附のルートを後援会ではなく大学に替えて、従来どおり寄附をお願いするという趣旨です。もちろん今までどおり後援会の会員として留まりたいという卒業生がおられましたら、賛助会員という名称に替りますが、寄附を受け付けておりますので、活用していただければ幸いです。けっして卒業生を後援会から排除するものではありませんので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、保護者会員に一言申し上げたいと思います。後援会の運営について皆さま全員の意見を聞いて決めるのというのは難しいことなので、会員の代表として理事を出していただいている。会則にもありますように、理事全員で構成する理事会は、後援会の運営に関する重要な事項を決定する機関であります。とくに会費をどのような助成活動に使うかは最も重要であり、また関心のある事項かと思います。

会員の意思ができるだけ反映されるよう民主的な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、ご意見・ご要望がありましたら、事務局に直接でも、あるいは理事を通じてでも結構ですから、お寄せいただければ幸いです。

会則のその他の改定案については議案の審議の際、ご説明いたしますが、以上をもちまして、簡単ではありますが、私の開会の挨拶とさせていただきます。



# 平成28年度事業報告

## 1. 一般会計事業

### (1) 学生活動助成事業

- ① 大学祭活動助成
- ② 医学部大学祭活動助成
- ③ 課外活動補助
- ④ 課外活動備品購入
- ⑤ 体育会活動助成
- ⑥ 運動部連合会補助
- ⑦ 神奈川産学チャレンジ プロダム参加補助

第66回浜大祭助成  
Yokohama Medical Festival助成  
運動部33団体・文化部34団体・全国大会1団体  
備品充実金16件  
顧問引率費  
関甲信越大学体育大会補助、機関誌補助

### (2) 学習助成事業

- ① 学生用図書・雑誌購入
- ② 卒論冊子
- ③ ゼミ活動補助
- ④ 学会発表奨励他
- ⑤ 医学部1年生合宿研修他補助

図書613冊、雑誌(八景・鶴見・舞岡各キャンパス)  
卒論製本補助(51ゼミ)  
学部2,153名、大学院50名  
学会発表42名、その他2件  
医学科1年生89名

### (3) キャリア支援事業

- ① 卒業生・内定者による就職支援
- ② 卒業生紹介冊子他印刷
- ③ 就職関連図書等
- ④ 新聞・雑誌購読

キャリアソポーターとの集い(就活生86名、卒業生113名)  
キャリアメンターとの集い(第1回:就活生130名、内定者23名)  
キャリアメンターとの集い(第2回:就活生66名、内定者31名)

### (4) 海外研修支援事業

- ① 海外留学・語学研修
- ② 海外フィールドワーク
- ③ 海外インターンシップ
- ④ 国際ボランティア

海外派遣大学公式プログラムへの助成(87名)  
海外フィールドワーク支援プログラムへの助成(238名)  
海外インターンシップへの助成(21名)  
国際ボランティアへの助成(26名)

### (5) 研究活動支援事業

- ① 非常勤講師懇談会補助

懇談会

### (6) 福利厚生事業

- ① 入学式関連補助
- ② 卒業祝賀会補助
- ③ 学長賞・学長奨励賞補助
- ④ 入学式・卒業式補助
- ⑤ 厚生支援
- ⑥ 保護者説明会開催補助

保護者懇談会の弁当代  
八景キャンパス・鶴見キャンパス  
副賞・懇親会  
式次第広告  
備品・消耗品(鶴見・舞岡各キャンパス)  
発送関連・昼食等

## 2. 特別会計事業

- ・ 教育環境整備

トレーニングルーム室の改修工事

## 3. 広報事業

- ・ NEWS LETTER 2016発行・発送

14,686通発送(17,700部印刷)

## 4. 会議等

### (1) 理事会

- |     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 平成28年7月2日(土)15:00より   |
| 場 所 | 横浜市立大学 大会議室   |
| 議 題 | ①役員の改選について<br>②平成27年度事業報告及び決算監査報告について<br>③平成28年度事業計画及び予算案について |

### (2) 理事会

- |     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 平成29年3月(郵送による書面審議)                            |
| 議 題 | ①平成29年度事業計画及び予算案について<br>②会則の改定を総会の議題にすることについて |

### (3) 総会

- |     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 平成28年7月2日(土)16:00より   |
| 場 所 | 横浜市立大学 シーガルホール  |
| 議 題 | ①役員の改選について<br>②平成27年度事業報告及び決算監査報告について<br>③平成28年度事業計画及び予算案について |

※総会終了後、生協食堂にて懇親会を開催

### (4) 大学との共催による保護者説明会の開催

- |     |                 |
|-----|-----------------|
| 日 時 | 平成28年7月2日(土)    |
| 場 所 | 横浜市立大学 シーガルホール他 |

## 5. 会費等の徴収

- (1) 1号会員(保護者等)の徴収は大学に委託
- (2) 2号会員(卒業生・教職員等)からの寄附は郵便振込

# 平成29年度事業計画

## 1. 一般会計事業

### (1) 学生活動助成事業

- ① 浜大祭活動助成
- ② 医学部祭活動助成
- ③ 課外活動補助
- ④ 課外活動備品購入
- ⑤ 体育会活動助成
- ⑥ 運動部連合会補助（各種大会・機関誌・団旗）
- ⑦ 神奈川産学チャレンジプログラム参加補助

### (2) 学習助成事業

- ① 教育図書・雑誌購入（八景・鶴見・舞岡キャンパス）
- ② 卒論製本補助
- ③ ゼミ活動補助（学部・大学院）
- ④ 国内学会発表補助（学部・大学院）
- ⑤ 医学部1年生実習・研修関係補助

### (3) キャリア支援事業

- ① 卒業生・内定者による就職支援
- ② キャリア・就職関連印刷物
- ③ 就職関連図書・ソフト購入
- ④ 新聞・雑誌購入

### (4) 海外研修支援事業

- ① 海外留学・語学研修
- ② 海外フィールドワーク・アカデミックコンソーシアム
- ③ 海外インターンシップ
- ④ 國際ボランティア

### (5) 研究活動支援事業

- ① 非常勤講師懇談会補助

### (6) 福利厚生事業

- ① 入学式関連補助
- ② 卒業祝賀会補助
- ③ 学長賞・学長奨励賞補助
- ④ 厚生支援
- ⑤ 保護者説明会開催補助
- ⑥弔慰金等

## 2. 特別会計事業

### (1) 教育環境整備 施設改修、備品購入

## 3. 広報事業

### (1) 広報誌発行 NEWS LETTER 2017発行・発送

# 平成28年度決算・平成29年度予算

## 【一般会計】

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位:円)

科 目	28年度予算額	28年度決算額	増 減	29年度予算額
<b>【収入の部】</b>				
会費収入	43,310,000	43,310,000	0	45,445,000
寄付金収入	2,000,000	2,025,890	25,890	2,000,000
雑収入	3,000	125	△ 2,875	3,000
<b>当期収入合計(A)</b>	<b>45,313,000</b>	<b>45,336,015</b>	<b>23,015</b>	<b>47,448,000</b>
<b>繰越 収支差額</b>	<b>8,245,896</b>	<b>8,245,896</b>	<b>0</b>	<b>5,129,675</b>
<b>収入合計(B)</b>	<b>53,558,896</b>	<b>53,581,911</b>	<b>23,015</b>	<b>52,577,675</b>
<b>【支出の部】</b>				
<b>事業費</b>	<b>48,339,000</b>	<b>43,890,816</b>	<b>△ 4,448,184</b>	<b>47,899,200</b>
(助成・支援事業)				
学生活動助成費	7,000,000	6,803,657	△ 196,343	7,020,000
学習助成費	14,114,000	12,982,766	△ 1,131,234	13,958,200
キャリア支援費	2,940,000	2,641,886	△ 298,114	2,940,000
海外研修支援費	17,175,000	14,871,953	△ 2,303,047	17,799,000
研究活動支援費	50,000	49,864	△ 136	50,000
福利厚生費	4,060,000	3,960,125	△ 99,875	4,132,000
(広報事業)				
広報誌発行	3,000,000	2,580,565	△ 419,435	2,000,000
<b>運営費</b>	<b>3,000,000</b>	<b>2,561,420</b>	<b>△ 438,580</b>	<b>3,100,000</b>
会議費	400,000	243,864	△ 156,136	400,000
通信費	100,000	30,014	△ 69,986	100,000
事務局費	2,500,000	2,287,542	△ 212,458	2,600,000
<b>特別会計に繰り出し</b>	<b>2,000,000</b>	<b>2,000,000</b>		<b>0</b>
<b>当期支出合計(C)</b>	<b>53,339,000</b>	<b>48,452,236</b>	<b>△ 4,886,764</b>	<b>50,999,200</b>
<b>当期収支差額(A)-(C)</b>	<b>△ 8,026,000</b>	<b>△ 3,116,221</b>	<b>4,909,779</b>	<b>△ 3,551,200</b>
<b>次期繰越収支差額(B)-(C)</b>	<b>219,896</b>	<b>5,129,675</b>	<b>4,909,779</b>	<b>1,578,475</b>

## 【教育設備資金特別会計】

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位:円)

科 目	28年度予算額	28年度決算額	増 減	29年度予算額
<b>【収入の部】</b>				
受取利息収入	5,000	3,113	△ 1,887	5,000
一般会計より繰り入れ	2,000,000	2,000,000	0	0
<b>当期収入合計(A)</b>	<b>2,005,000</b>	<b>2,003,113</b>	<b>△ 1,887</b>	<b>5,000</b>
<b>繰越 収支差額</b>	<b>27,545,547</b>	<b>27,545,547</b>	<b>0</b>	<b>26,623,156</b>
<b>収入合計(B)</b>	<b>29,550,547</b>	<b>29,548,660</b>	<b>△ 1,887</b>	<b>26,628,156</b>
<b>【支出の部】</b>				
教育環境整備	2,970,000	2,925,504	△ 44,496	3,000,000
<b>当期支出合計(C)</b>	<b>2,970,000</b>	<b>2,925,504</b>	<b>△ 44,496</b>	<b>3,000,000</b>
<b>当期収支差額(A)-(C)</b>	<b>△ 965,000</b>	<b>△ 922,391</b>	<b>42,609</b>	<b>△ 2,995,000</b>
<b>次期繰越収支差額(B)-(C)</b>	<b>26,580,547</b>	<b>26,623,156</b>	<b>42,609</b>	<b>23,628,156</b>

\* 29年度予算の会費収入、及び繰越収支差額については、金額が確定したため、確定額に修正。

# 横浜市立大学後援会会則（新旧対照表）

(旧)	(新)
<p>(名称)  <u>第1条</u> 本会は横浜市立大学後援会と称する。</p>	<p>(名称)  <u>第1条</u> 本会は、横浜市立大学後援会と称する。  <u>(事務局)</u>  <u>第2条</u> 本会は、事務局を横浜市立大学金沢八景キャンパス内に置く。</p>
<p>(目的及び事業)  <u>第2条</u> 本会は横浜市立大学の教育研究事業および学生生活の支援等を行うことを目的とする。  <u>第3条</u> 本会は第2条に定める目的と達成するために次の事業を行う。  (1) 学生の教育研究活動への支援  (2) 学生の学業、課外活動及び福利厚生事業に対する助成  (3) 学生の国際交流事業に対する支援  (4) 学生教育に関する講演会・研究会等の開催  (5) その他目的達成に必要と認められる事業</p>	<p>(目的)  <u>第3条</u> 本会は、横浜市立大学の教育研究事業及び学生生活の支援等を行うことを目的とする。  (u事業)  <u>第4条</u> 本会は、前条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。  (1) 学生の教育研究活動への支援  (2) 学生の学業、課外活動及び福利厚生事業に対する助成  (3) 学生の国際交流事業に対する支援  (4) 学生教育に関する講演会・研究会等の開催  (5) その他目的達成に必要と認められる事業</p>
<p>(会員及び役員等)  <u>第4条</u> 本会は次の会員をもって構成する。  (1) 横浜市立大学に在学する学生（医学部2年次以上及び医学研究科を除く。）の保護者または学生本人（以下「1号会員」という）  (2) 横浜市立大学の卒業生及び教職員並びに退職者で本会の事業を支援する者（以下「2号会員」という）  (3) 本会の事業を賛助する者（以下「3号会員」という）</p>	<p>(会員)  <u>第5条</u> 本会は、次の会員をもって構成する。  (1) 横浜市立大学に在学する学生（医学部2年次以上及び医学研究科を除く。）の保護者又は学生本人（以下「1号会員」という。）  (2) 横浜市立大学の教職員及びその退職者で本会の事業を支援する者（以下「2号会員」という。）  (3) <u>その他</u> 本会の事業を賛助する者（以下「3号会員」という。）</p>
<p>第5条 本会に次の役員を置く  (1) 会長 1名  (2) 副会長 2名  (3) 常務理事 1名  (4) 会計理事 1名  (5) 理事 30名以内  (6) 幹事 5名以内  (7) 監事 2名以内  (8) 顧問 若干名</p>	<p>(役員の設置)  <u>第6条</u> 本会に、次の役員を置く。  (1) 理事 15名以内  (2) 監事 2名以内  <u>2 理事のうち1名を会長、1名を副会長とする。</u>  <u>3 理事のうち2名を業務執行理事とする。</u></p>
<p>(役員の選出)  <u>第6条</u> 前条に定める役員のうち、会長、副会長、常務理事、会計理事は、理事の互選により選出する。  <u>理事、幹事、監事は会員の中から理事会の承認を得て、会長が委嘱する。</u></p>	<p>(役員の選出)  <u>第7条</u> 前条に定める役員のうち、会長、副会長、<u>業務執行理事は、</u> 理事の互選により選出する。</p>
<p>第7条 役員の任期は<u>4年</u>とし、再任を妨げない。<u>ただし、</u> <u>欠員が生じた場合の後任者は前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>(役員の任期)  <u>第8条</u> 役員の任期は<u>2年</u>とし、再任を妨げない。  <u>ただし、会員資格を失ったときは退任する。</u></p>
<p>第8条 役員の任務は次のとおりとする。  (1) 会長は、本会を代表し、業務を総理する。  (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。  (3) <u>常務理事は会長、副会長を補佐し、本会の一般業務を掌理する。</u>  (4) <u>会計理事は、本会の会計を処理する。</u>  (5) <u>理事は、本会の業務運営について審議する。</u>  (6) <u>幹事は、本会の一般業務を処理する。</u>  (7) 監事は、本会の業務および会計を監査する。</p>	<p>(役員の任務)  <u>第9条</u> 役員の任務は、次のとおりとする。  (1) 会長は、本会を代表し、業務を総理する。  (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。  (3) <u>業務執行理事は、本会の業務を処理する。</u>  (4) <u>監事は、本会の業務及び会計を監査する。</u></p>
<p>第9条 本会は大学との連絡を密にするため顧問を若干名置くことができる。  2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。  3 顧問は、会長の諮問に応じるとともに会長の求めにより理事会に出席して意見を述べることができる。</p>	<p>(顧問)  <u>第10条</u> 本会は、横浜市立大学との連携を密にするため、顧問を若干名置くことができる。  2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。  3 顧問は、会長の諮問に応じるとともに、会長の求めにより理事会に出席して意見を述べることができる。</p>
<p>第10条 本会の事務を処理するために書記等の職員を置く。</p>	<p>(職員)  <u>第11条</u> 本会の事務を処理するために、<u>事務局</u>に職員を置く。</p>

<p>2 職員は、理事会の議を得て会長が委嘱し、有給とする。</p> <p>(会議等)</p> <p>第11条 本会の会議は、総会および理事会とする</p> <p>2 総会および理事会の議長は、会長をもって充てる</p>	<p>2 職員は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、有給とする。</p> <p>(会議等)</p> <p>第12条 本会の会議は、総会及び理事会とする。</p> <p>2 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p>
<p>第12条 総会は、第4条に規定する会員の出席により年1回開催し、事業報告、事業計画、予算、役員の選任及びその他本会の運営に関し必要と認められる事項について審議する。</p> <p>2 会長は必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。</p> <p>3 総会は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する</p>	<p>第13条 総会は、年1回開催し、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 役員の選任</p> <p>(2) 事業報告及び決算の承認</p> <p>(3) 会則の改正</p> <p>(4) その他本会の運営に関し必要と認められる事項</p> <p>2 会長は、必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。</p> <p>3 総会は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する。</p>
<p>第13条 理事会は、第5条に掲げる顧問を除く役員をもって構成する。</p> <p>2 会長は必要と認めたとき理事会を開催する。</p>	<p>(理事会)</p> <p>第14条 理事会は、理事全員をもって構成する。</p> <p><u>2 監事は、理事会に出席し、意見を述べる。</u></p>
<p>第14条 理事会は、事業計画（案）、予算（案）、決算（案）及び会の運営に必要な事項につき審議する。</p> <p>第15条 理事会は、理事の半数以上の出席で成立する。ただし、出席できない場合は、委任状をもってこれに代えることができる。</p> <p>2 理事会の議事は出席者の過半数をもって決定し可否同数の場合は議長が決定する。</p>	<p>(理事会の決議事項)</p> <p>第15条 理事会は、事業計画、予算、決算及びその他本会の運営に必要な事項について決議する。</p> <p>2 理事会は、理事の半数以上の出席で成立する。ただし、出席できない場合は、委任状をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する。</p>
<p>(会計)</p> <p>第16条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってこれにあてる。</p>	<p>(会計)</p> <p>第16条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってこれにあてる。</p>
<p>第17条 本会の会員の会費等は、次のとおりとする。なお、会費の納入は入学時とし、既納の会費は返還しない。</p> <p>(1) 学部においては学生一人につき、50,000円（ただし、医学部1年次生については15,000円）</p> <p>(2) 大学院博士前期課程および博士後期課程においては院生一人につき30,000円（但し博士前期課程より博士後期課程に進学した者にあっては20,000円とする）</p> <p>(3) 2号会員及び3号会員については、会費の納入を要せず、随時、本会の事業を支援、賛助するための寄附に努めるものとする。</p>	<p>(会費)</p> <p>第17条 本会の1号会員は、入学時に会費を納入することとし、既納の会費は返還しない。</p> <p>2 会費の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学部においては学生1名につき、50,000円（ただし、医学部1年次生については15,000円）</p> <p>(2) 大学院博士前期課程および博士後期課程においては院生1名につき30,000円（ただし、博士前期課程から博士後期課程に進学した者にあっては20,000円）</p> <p>3 2号会員及び3号会員については、会費の納入を要せず、随時、本会の事業を支援、賛助するための寄附に努めるものとする。</p>
<p>第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>(会計年度)</p> <p>第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>
<p>第19条 この会則の改正は、総会で行う。ただし、改正を議決するには、出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。</p>	<p>(会則の改正)</p> <p>第19条 この会則の改正は、総会で行う。</p> <p>2 改正を議決するには、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。</p>
<p>附則</p> <p>1. 本会則は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>2. 平成17年4月1日現在、会員である学生の保護者は、当該学生が卒業するまでの間は、会員とする</p>	<p>附則</p> <p>本会則は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>2 平成17年4月1日現在、会員である学生の保護者は、当該学生が卒業するまでの間は、会員とする。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1. 本会則は平成19年6月2日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1. 本会則は、平成22年6月26日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1. 本会則は平成26年7月5日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>本会則は、平成19年6月2日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>本会則は、平成22年6月26日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>本会則は、平成26年7月5日から施行する。</p> <p>附則</p> <p><u>本会則は、平成29年7月1日から施行する。</u></p>

# 平成29年度役員

## 1. 理 事(会長・副会長・業務執行理事)

No	役 職	氏 名	現職・所属等
1	会 長	矢部 丈太郎	横浜市立大学理事
2	副 会 長	中條 祐介	国際総合科学部 学部長
3	業 務 執 行 理 事	下澤 明久	副局長
4	業 務 執 行 理 事	小林 謙一	学務・教務部長
5	理 事	柳沼 真一	保護者
6	理 事	中山 君江	保護者
7	理 事	早川 真理子	保護者
8	理 事	中村 修	保護者
9	理 事	村田 郁子	保護者
10	理 事	竹内 恵美子	保護者
11	理 事	田中 みゆき	保護者
12	理 事	横山 美致	保護者

## 2. 監 事

1	監 事	浅木 克眞	税理士
2	監 事	前園 浩	保護者

## 3. 顧 問

1	顧 問	二見 良之	横浜市立大学 理事長
2	顧 問	窪田 吉信	横浜市立大学 学長

## 《参考》事務局

1	幹 事	大吉 進	企画財務課長
2	幹 事	上野 修	学生・キャリア支援課長
3	職 員	上谷 謙治	

# 参考資料

## 平成28年度卒業生の主な就職先 (平成29年4月1日現在)

(国際総合科学部)

(就職者が3名以上の企業・官公庁)

No	就 職 先	人 数
1	横浜市役所	11
2	ワークスアプリケーションズ	9
3	横浜銀行	8
4	神奈川県教育委員会	5
5	大和証券	5
6	エクサ	4
7	神奈川県庁	4
8	日本航空	4
9	アメリカンファミリー生命保険	3
10	ライオン	3
11	楽天	3
12	オンワード樫山	3
13	マイナビ	3
14	ルミネ	3
15	日本タタ・コンサルタンシー・サービス	3